



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年7月9日金曜日 第2182号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|--------------------------|-----|
| 農業委員会交付金等交付規程の一部改正..... | 497 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... | 513 |
| 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 514 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | 514 |
| 道路の区域変更（県道長月城辺線）..... | 514 |
| 道路の供用開始（ " " ）..... | 514 |

人事委員会公告

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 平成22年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告..... | 514 |
| 平成22年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告..... | 518 |
| 平成22年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告..... | 520 |

告 示

○愛媛県告示第802号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

平成22年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|------|-------------|--|----|-----|-----|-----|-------------|---|----|-----|-----|-----------|-------------|--|-----------|-------------|---|----|---|-----|-----|------|-------------|---|----|-----|-----|-----|-------------|--|----|-----|-----|-----------|-------------|-----------------|----|
| <p>（交付金等交付対象経費及び補助率等）</p> <p>第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1) 交付金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>経 費</th><th>交付基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に要する経費</td><td>組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう。<u>第3項第1号</u>において同じ。）</td><td>省略</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 負担金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>経 費</th><th>負担率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県農業会議に要する経費</td><td>組織に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費をいう。<u>第3項第2号</u>において同じ。）</td><td>省略</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>経 費</th><th>補助率又は補助金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に要する経費</td><td><u>農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業及び農地の有効利用を図るための事業に要する経費</u></td><td><u>定額</u></td></tr> <tr> <td>県農業会議に要する経費</td><td><u>農業委員会等活動強化対策事業及び都道府県農業改善推進支援事業に要する経費</u></td><td>省略</td></tr> </tbody> </table> | 区 分 | 経 費 | 交付基準 | 農業委員会に要する経費 | 組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう。 <u>第3項第1号</u> において同じ。） | 省略 | 区 分 | 経 費 | 負担率 | 県農業会議に要する経費 | 組織に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費をいう。 <u>第3項第2号</u> において同じ。） | 省略 | 区 分 | 経 費 | 補助率又は補助金額 | 農業委員会に要する経費 | <u>農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業及び農地の有効利用を図るための事業に要する経費</u> | <u>定額</u> | 県農業会議に要する経費 | <u>農業委員会等活動強化対策事業及び都道府県農業改善推進支援事業に要する経費</u> | 省略 | <p>（交付金等交付対象経費及び補助率等）</p> <p>第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1) 交付金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>経 費</th><th>交付基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に要する経費</td><td>組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう_____。）</td><td>省略</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 負担金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>経 費</th><th>負担率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県農業会議に要する経費</td><td>組織に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費をいう。<u>第3項</u>において同じ。）</td><td>省略</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>経 費</th><th>補助率又は補助金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県農業会議に要する経費</td><td><u>業務に要する経費</u></td><td>省略</td></tr> </tbody> </table> | 区 分 | 経 費 | 交付基準 | 農業委員会に要する経費 | 組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう_____。） | 省略 | 区 分 | 経 費 | 負担率 | 県農業会議に要する経費 | 組織に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費をいう。 <u>第3項</u> において同じ。） | 省略 | 区 分 | 経 費 | 補助率又は補助金額 | 県農業会議に要する経費 | <u>業務に要する経費</u> | 省略 |
| 区 分 | 経 費 | 交付基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業委員会に要する経費 | 組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう。 <u>第3項第1号</u> において同じ。） | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 経 費 | 負担率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県農業会議に要する経費 | 組織に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費をいう。 <u>第3項第2号</u> において同じ。） | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 経 費 | 補助率又は補助金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業委員会に要する経費 | <u>農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業及び農地の有効利用を図るための事業に要する経費</u> | <u>定額</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県農業会議に要する経費 | <u>農業委員会等活動強化対策事業及び都道府県農業改善推進支援事業に要する経費</u> | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 経 費 | 交付基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業委員会に要する経費 | 組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう_____。） | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 経 費 | 負担率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県農業会議に要する経費 | 組織に要する経費（会議員手当、職員給与及び法定福利費をいう。 <u>第3項</u> において同じ。） | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 経 費 | 補助率又は補助金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県農業会議に要する経費 | <u>業務に要する経費</u> | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|----|
| 広域的な農地利用調整活動等に要する経費 | 定額 |
|---------------------|----|

2 省略

3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。

- (1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、農地法に基づく事務の適正実施のための事業に要する経費及び農地の有効利用を図るための事業に要する経費の相互流用
- (2) 県農業会議に要する経費のうち、組織に要する経費、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費、都道府県農業改善推進支援事業に要する経費及び広域的な農地利用調整活動等に要する経費の相互流用

2 省略

3 県農業会議に要する経費のうち、組織に要する経費及び業務に要する経費は、相互に流用してはならない。

様式第2号の(1)中5を7とし、4の次に次のように加える。

- 5 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業
別紙1のとおり。
- 6 農地の有効利用を図るための事業
別紙2のとおり。

様式第2号の(1)に次のように加える。

別紙 1 農地法に基づく事務の適正実施のための事業

1 農地の利用関係の調整

(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等

| | | | |
|------|----|--------|--------------|
| 実態調査 | 勸告 | 許可の取消し | あつせんその他必要な措置 |
| 延べ 回 | 件 | 件 | 件 |

(2) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく相続等の届出等

| | | |
|------|------|--------------|
| 届出件数 | 実態調査 | あつせんその他必要な措置 |
| 件 延べ | 回 | 件 |

(3) 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人に対する勧告等

| | | |
|-----------|--------------|----------------|
| 報告農業生産法人数 | 勧告を行う農業生産法人数 | 立入調査を行う農業生産法人数 |
| 法人 | 法人 | 法人 |

(4) 農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介

| | | |
|-----------|--------|------|
| 和解の仲介処理件数 | うち成立件数 | 仲介回数 |
| 件 | 件 | 延べ 回 |

(5) 農地利用調整打合せ

| |
|---------|
| 打合せ出席人数 |
| 延べ 人 |

2 農地の利用状況調査

(1) 別段面積設定調査等

| | |
|------------|--------------|
| 別段面積設定調査回数 | 周辺農地利用状況調査回数 |
| 延べ 回 | 延べ 回 |

(2) 利用状況調査

| | | |
|----------|---------------|---------------|
| 利用状況調査面積 | | |
| | 農地法第30条第3項第1号 | 農地法第30条第3項第2号 |
| ヘクタール | ヘクタール | ヘクタール |

(3) 指導等

| 指導 | | 通知 | | 公告 | | 勧告 | | 協議 | | 解消面積 |
|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|--------|
| 件数 | 面積 | |
| 件 | 平方メートル | 平方メートル |

注 1 「指導」の欄は、農地法第30条第3項の規定に基づく指導について記載すること。

2 「通知」の欄は、農地法第32条の規定に基づく通知について記載すること。

3 「公告」の欄は、農地法第32条の規定に基づく公告について記載すること。

4 「勧告」の欄は、農地法第34条第1項の規定に基づく勧告について記載すること。

5 「協議」の欄は、農地法第35条第1項の規定に基づく協議を行う旨の通知について記載すること。

3 農地等訴訟事務処理

(1) 訴訟事件数

| | | | |
|-----------------------|---------|---|----|
| 当初係属件数 (年 4月 1日) | 年度内提起件数 | 計 | 備考 |
| 件 | 件 | 件 | |

(2) 行政不服審査数

| | | | |
|-----------------------|---------|---|----|
| 当初係属件数 (年 4月 1日) | 年度内提起件数 | 計 | 備考 |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 件 | 件 | 件 | |
|---|---|---|--|

4 農地等の台帳の整備

| 調査担当者数 | データ入力 | システム整備 (実施時期) | 備 考 |
|--------|-------|------------------|-----|
| 人 | 件 | | |

5 農地の権利移動、借賃等調査

(1) 農地の権利移動等の状況把握

| 権利の設定又は移転関係 | 賃借の終了関係 | 農地等の転用関係 | 計 |
|-------------|---------|----------|---|
| 件 | 件 | 件 | 件 |

(2) 賃借料情報の提供

| 公表月日 | 公表方法 | 設定区分数 |
|------|------|-------|
| 月 日 | | 区分 |
| 月 日 | | 区分 |
| 月 日 | | 区分 |

別紙2 農地の有効利用を図るための事業

1 農地制度に関する相談活動等

| 農地相談員 | | 人数 |
|-------|------------------|----|
| 専門分野 | 農地制度に専門的な知見を有する者 | 人 |
| | 地域の農業事情等に精通している者 | 人 |
| | その他() | 人 |

注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

2 農業委員、職員等の研修

| 開催時期 | 開催場所 | 研修対象人数 | 研修内容 |
|------|------|--------|------|
| 月 日 | | 人 | |
| 月 日 | | 人 | |

3 新たな農地制度の周知活動

(1) パンフレット作成計画

| 名 称 | 作成部数 | 配布先 |
|-----|------|-----|
| | 部 | |
| | 部 | |

(2) 周知活動説明会計画

| 開催時期 | 開催場所 | 参加人数 | 活動内容 |
|------|------|------|------|
| 月 日 | | 人 | |
| 月 日 | | 人 | |

4 農地の有効利用のための活動

(1) 不在村地主等の特定のための活動計画

| 不在村地主等特定調査時期 | 意向把握等調査時期 | 直接面談等時期 |
|--------------|-----------|---------|
| 月 日 | 月 日 | 月 日 |
| 月 日 | 月 日 | 月 日 |

(2) 遊休農地の解消のための活動計画

ア 農地保全活動(簡易な農地整備)の実施計画

| 実施時期 | 整備対象地区名 | | 整備内容 |
|------|---------|-----|------|
| | 対象面積 | | |
| 月 日 | | アール | |
| 月 日 | | アール | |

イ 農地保全活動対象農地の利用調整活動計画

| 実施時期 | 活動人数 | 活動内容 |
|------|------|------|
| 月 日 | 人 | |
| 月 日 | 人 | |

(3) 農地の利用集積のための活動計画

| 実施時期 | 活動人数 | 活動内容 |
|------|------|------|
| 月 日 | 人 | |
| 月 日 | 人 | |

様式第2号の(2)中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 広域的な農地利用調整活動等

別紙のとおり。

様式第2号の(2)に次のように加える。

別紙 広域的な農地利用調整活動等

1 農地制度に関する相談活動等

| 農地相談員 | | 人数 | 活動方針 | 備 考 |
|-------|------------------|----|------|-----|
| 専門分野 | 農地制度に専門的な知見を有する者 | 人 | | |
| | 地域の農業事情等に精通している者 | 人 | | |
| | その他() | 人 | | |

注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

2 農業委員等の研修

(1) 研修実施計画等

| 開催時期 | 開催場所 | 研修目的 | 研修対象者 | 研修内容 |
|------|------|------|-------|------|
| 月 日 | | | | |

(2) 中央研修会への出席計画等

| 研修会名 | 開催時期 | 開催場所 | 研修内容 | 出席者名 | 備 考 |
|------|------|------|------|------|-----|
| | 月 日 | | | | |

注 「備考」の欄には、中央研修会へ出席した者が県農業会議開催の研修会の講師として講演等を行う予定日を記載すること。

3 普及推進活動及び巡回指導活動

| 実施時期 | 対象農業委員会名 | 実施内容 | 巡回員人数 |
|------|----------|------|-------|
| 月 日 | | | 人 |

4 広域農地利用調整活動

(1) 広域農地利用調整会議の開催計画

| 開催時期 | 開催場所 | 会議内容 | 出席人数 | 備 考 |
|------|------|------|------|-----|
| 月 日 | | | 人 | |

(2) 指導及び助言

| 指導及び助言の日 | 指導及び助言の内容 | 指導及び助言の人数 | 備 考 |
|----------|-----------|-----------|-----|
| 月 日 | | 人 | |

5 農地法等に基づく業務を処理するための会議

| 会議名 | 開催時期 | 開催場所 | 会議内容 | 出席人数 | 備 考 |
|-----|------|------|------|------|-----|
| | 月 日 | | | 人 | |

様式第3号の(1)(2)の表区分の欄中3の次に次のように加える。

4 業務費

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業に要する経費

(2) 農地の有効利用を図るための事業に要する経費

様式第3号の(2)(2)の表区分の欄5中(2)の次に次のように加える。

(3) 広域的な農地利用調整活動等に要する経費

様式第8号の(1)5を同様式7とし、同様式4の表中「市町村実績額」を「市町実績額」に、

| | | | |
|---|---------------------------|---|---|
| 計 | 市町実績額 (A) + (B) + (C) | 円 | を |
| | 県費交付金等交付額 (イ) + (ロ) + (ハ) | 円 | |

| | | | | | |
|-----|---------------------------------|----------|--------------|------|---|
| 業務費 | 農地法に基づく事務の適正実施のための事業費（別紙3のとおり。） | 市町実績額 | 円 | に改め、 | |
| | | 県費補助金交付額 | 円 | | |
| | 農地の有効利用を図るための事業費（別紙4のとおり。） | 市町実績額 | 円 | | |
| | | 県費補助金交付額 | 円 | | |
| | 合 計 | | 市町実績額 (D) | | 円 |
| | | | 県費補助金交付額 (ニ) | | 円 |
| 計 | 市町実績額 (A) + (B) + (C) + (D) | | 円 | | |
| | 県費交付金等交付額 (イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) | | 円 | | |

同様式4を同様式6とし、同様式3の次に次のように加える。

4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業

別紙1のとおり。

5 農地の有効利用を図るための事業

別紙2のとおり。

様式第8号の(1)に次のように加える。

別紙 1 農地法に基づく事務の適正実施のための事業

1 農地の利用関係の調整

(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等

| | | | |
|------|----|--------|--------------|
| 実態調査 | 勸告 | 許可の取消し | あつせんその他必要な措置 |
| 延べ 回 | 件 | 件 | 件 |

(2) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく相続等の届出等

| | | |
|------|------|--------------|
| 届出件数 | 実態調査 | あつせんその他必要な措置 |
| 件 | 延べ 回 | 件 |

(3) 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人に対する勧告等

| | | |
|-----------|---------------|-----------------|
| 報告農業生産法人数 | 勧告を行つた農業生産法人数 | 立入調査を行つた農業生産法人数 |
| 法人 | 法人 | 法人 |

(4) 農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介

| | | |
|-----------|--------|------|
| 和解の仲介処理件数 | うち成立件数 | 仲介回数 |
| 件 | 件 | 延べ 回 |

(5) 農地利用調整打合せ

| |
|---------|
| 打合せ出席人数 |
| 延べ 人 |

2 農地の利用状況調査

(1) 別段面積設定調査等

| | |
|------------|--------------|
| 別段面積設定調査回数 | 周辺農地利用状況調査回数 |
| 延べ 回 | 延べ 回 |

(2) 利用状況調査

| | | |
|----------|---------------|---------------|
| 利用状況調査面積 | | |
| | 農地法第30条第3項第1号 | 農地法第30条第3項第2号 |
| ヘクタール | ヘクタール | ヘクタール |

(3) 指導等

| 指導 | | 通知 | | 公告 | | 勧告 | | 協議 | | 解消面積 |
|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|------|
| 件数 | 面積 | |
| 件 | 平方メートル | |

注 1 「指導」の欄は、農地法第30条第3項の規定に基づく指導について記載すること。

2 「通知」の欄は、農地法第32条の規定に基づく通知について記載すること。

3 「公告」の欄は、農地法第32条の規定に基づく公告について記載すること。

4 「勧告」の欄は、農地法第34条第1項の規定に基づく勧告について記載すること。

5 「協議」の欄は、農地法第35条第1項の規定に基づく協議を行う旨の通知について記載すること。

3 農地等訴訟事務処理

(1) 訴訟事件数

| | | | |
|--------------------|---------|---|----|
| 当初係属件数 (年4月1日) | 年度内提起件数 | 計 | 備考 |
| 件 | 件 | 件 | |

注 年度内に終了したものがあるときは、「備考」の欄にその件数を記載すること。

(2) 行政不服審査数

| 当初係属件数 (年 4月 1日) | 年度内提起件数 | 計 | 備 考 |
|-----------------------|---------|---|-----|
| 件 | 件 | 件 | |

注 年度内に終了したものがあるときは、「備考」の欄にその件数を記載すること。

4 農地等の台帳の整備

| 調査担当者数 | データ入力 | システム整備 (実施時期) | 備 考 |
|--------|-------|------------------|-----|
| 人 | 件 | | |

5 農地の権利移動、借賃等調査

(1) 農地の権利移動等の状況把握

| 権利の設定又は移転関係 | 賃借の終了関係 | 農地等の転用関係 | 計 |
|-------------|---------|----------|---|
| 件 | 件 | 件 | 件 |

注 取りまとめ結果を添付すること。

(2) 賃借料情報の提供

| 公表月日 | 公表方法 | 設定区分数 |
|------|------|-------|
| 月 日 | | 区分 |
| 月 日 | | 区分 |
| 月 日 | | 区分 |

注 公表資料の写しを添付すること。

別紙2 農地の有効利用を図るための事業

1 農地制度に関する相談活動等

| 農地相談員 | | 人数 |
|-------|------------------|----|
| 専門分野 | 農地制度に専門的な知見を有する者 | 人 |
| | 地域の農業事情等に精通している者 | 人 |
| | その他() | 人 |

注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

2 農業委員、職員等の研修

| 開催時期 | 開催場所 | 研修対象人数 | 研修内容 |
|------|------|--------|------|
| 月 日 | | 人 | |
| 月 日 | | 人 | |

3 新たな農地制度の周知活動

(1) パンフレット作成実績

| 名 称 | 作成部数 | 配布先 |
|-----|------|-----|
| | 部 | |
| | 部 | |

(2) 周知活動説明会実績

| 開催時期 | 開催場所 | 参加人数 | 活動内容 |
|------|------|------|------|
| 月 日 | | 人 | |
| 月 日 | | 人 | |

4 農地の有効利用のための活動

(1) 不在村地主等の特定のための活動実績

| 不在村地主等特定調査時期 | 意向把握等調査時期 | 直接面談等時期 |
|--------------|-----------|---------|
| 月 日 | 月 日 | 月 日 |
| 月 日 | 月 日 | 月 日 |

(2) 遊休農地の解消のための活動実績

ア 農地保全活動(簡易な農地整備)の実績

| 実施時期 | 整備対象地区名 | | 整備内容 |
|------|---------|-----|------|
| | 対象面積 | | |
| 月 日 | | アール | |
| 月 日 | | アール | |

イ 農地保全活動対象農地の利用調整活動実績

| 実施時期 | 活動人数 | 活動内容 |
|------|------|------|
| 月 日 | 人 | |
| 月 日 | 人 | |

(3) 農地の利用集積のための活動実績

| 実施時期 | 活動人数 | 活動内容 |
|------|------|------|
| 月 日 | 人 | |
| 月 日 | 人 | |

別紙3 農地法に基づく事務の適正実施のための事業費

1 事業の内容区分

| | | |
|-------------------------|--------------------------|---|
| 農地の利用関係の調整 に関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | うち和解の仲介に要した額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| | うち和解の仲介に要した額 | 円 |
| 農地の利用状況調査に 関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | うち別段面積設定又は周辺農地の状況確認に要した額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| | うち別段面積設定又は周辺農地の状況確認に要した額 | 円 |
| 農地等訴訟事務処理に 関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| 農地等の台帳の整備に 関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| 農地の権利移動、借賃 等調査に関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| 計 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |

2 補助対象経費の内容区分

| | |
|---------|---|
| 旅費 | 円 |
| 報酬及び謝金 | 円 |
| 賃金 | 円 |
| 手当 | 円 |
| 委託費 | 円 |
| 予納金 | 円 |
| 印刷製本費 | 円 |
| 借料及び使用料 | 円 |
| 会議費 | 円 |
| 雑役務費 | 円 |
| 通信運搬費 | 円 |
| 備品購入費 | 円 |
| 消耗品費 | 円 |
| その他の経費 | 円 |
| 計 | 円 |

別紙 4 農地の有効利用を図るための事業費

1 事業の内容区分

| | | |
|------------------|----------|---|
| 農地相談員設置に関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| 農地制度等の研修会に関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| 周知活動に関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| 不在村地主等特定活動に関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| 掘り起こし活動に関する経費 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |
| 計 | 市町実績額 | 円 |
| | 県費補助金交付額 | 円 |

2 補助対象経費の内容区分

| | |
|---------|---|
| 旅費 | 円 |
| 報酬及び謝金 | 円 |
| 賃金 | 円 |
| 手当 | 円 |
| 委託費 | 円 |
| 予納金 | 円 |
| 印刷製本費 | 円 |
| 借料及び使用料 | 円 |
| 会議費 | 円 |
| 雑役務費 | 円 |
| 通信運搬費 | 円 |
| 備品購入費 | 円 |
| 消耗品費 | 円 |
| その他の経費 | 円 |
| 計 | 円 |

様式第 8 号の(2)中 6 を 7 とし、 5 を 6 とし、 4 の次に次のように加える。

5 広域的な農地利用調整活動等

別紙のとおり。

様式第 8 号の(2)に次のように加える。

別紙 広域的な農地利用調整活動等

1 農地制度に関する相談活動等

| 農地相談員 | | 人数 | 活動実績 | 備 考 |
|-------|------------------|----|------|-----|
| 専門分野 | 農地制度に専門的な知見を有する者 | 人 | | |
| | 地域の農業事情等に精通している者 | 人 | | |
| | その他() | 人 | | |

注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

2 農業委員等の研修

(1) 研修実施実績等

| 開催時期 | 開催場所 | 研修目的 | 研修対象者 | 研修内容 |
|------|------|------|-------|------|
| 月 日 | | | | |

(2) 中央研修会への出席実績等

| 研修会名 | 開催時期 | 開催場所 | 研修内容 | 出席者名 | 備 考 |
|------|------|------|------|------|-----|
| | 月 日 | | | | |

注 「備考」の欄には、中央研修会へ出席した者が県農業会議開催の研修会の講師として講演等を行った日を記載すること。

3 普及推進活動及び巡回指導活動

| 実施時期 | 対象農業委員会名 | 実施内容 | 巡回員人数 |
|------|----------|------|-------|
| 月 日 | | | 人 |

4 広域農地利用調整活動

(1) 広域農地利用調整会議の開催実績

| 開催時期 | 開催場所 | 会議内容 | 出席人数 | 備 考 |
|------|------|------|------|-----|
| 月 日 | | | 人 | |

(2) 指導及び助言

| 指導及び助言の日 | 指導及び助言の内容 | 指導及び助言の人数 | 備 考 |
|----------|-----------|-----------|-----|
| 月 日 | | 人 | |

5 農地法等に基づく業務を処理するための会議

| 会議名 | 開催時期 | 開催場所 | 会議内容 | 出席人数 | 備 考 |
|-----|------|------|------|------|-----|
| | 月 日 | | | 人 | |

6 事業の内容区分

| | |
|--------------------|---|
| 農地相談員設置に関する経費 | 円 |
| 農業委員、職員等の研修会に関する経費 | 円 |
| 普及推進及び巡回指導協力に関する経費 | 円 |
| 広域農地利用調整活動に関する経費 | 円 |
| 計 | 円 |

7 補助対象経費の内容区分

| | |
|---------|---|
| 旅費 | 円 |
| 報酬及び謝金 | 円 |
| 賃金 | 円 |
| 手当 | 円 |
| 印刷製本費 | 円 |
| 借料及び使用料 | 円 |

| | |
|--------|---|
| 会議費 | 円 |
| 通信運搬費 | 円 |
| 消耗品費 | 円 |
| その他の経費 | 円 |
| 計 | 円 |

様式第9号の(1)(2)の表中3の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|--|--|--|
| 4 業務費 | | | |
| (1) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の適正実施のための事業費 | | | |
| (2) 農地の有効利用を図るための事業費 | | | |

様式第9号の(2)(2)の表区分の欄5中(2)の次に次のように加える。

- (3) 広域的な農地利用調整活動等に要する経費

○愛媛県告示第803号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成22年 7月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

高野

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和59年4月県告第508号)高野の項で指定した標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号を結んだ線、標柱9号から標柱13号までを順次結んだ線、標柱13号と標柱14号を県道猪伏西谷線北側官民境界線で結んだ線、標柱14号と標柱15号を結んだ線及び標柱15号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 字 | 地 番 | 標 柱 |
|-------------------|----|----|--------|-----|
| 上浮穴郡 久万高原 町 | 西谷 | 高野 | 9653番 | 9号 |
| | | | 9667番 | 10号 |
| | | | 9666番 | 11号 |
| | | | 9677番1 | 12号 |
| | | | 9730番 | 13号 |
| | | | 9726番1 | 14号 |
| | | | 9724番1 | 15号 |

北只

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と標柱12号を市道北只野佐来線山側官民境界線で結んだ線、標柱12号と標柱13号を結んだ線及び標柱13号と標柱1号を市道北只野佐来線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 地 番 | 標 柱 |
|-----|----|-------|-----|
| 大洲市 | 北只 | 718番3 | 1号 |
| | | 乙15番1 | 2号 |
| | | 乙15番1 | 3号 |
| | | 乙1番3 | 4号 |
| | | 乙1番3 | 5号 |
| | | 甲9番1 | 6号 |
| | | 864番1 | 7号 |
| | | 859番 | 8号 |
| | | 858番8 | 9号 |
| | | 745番3 | 10号 |
| | | 743番3 | 11号 |
| | | 甲7番1 | 12号 |
| | | 713番2 | 13号 |

新田

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を県道依津三瓶線東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 地 番 | 標 柱 |
|-----|-------|-----------|-----|
| 西予市 | 明浜町依津 | 5番耕地266番2 | 1号 |
| | | 5番耕地270番1 | 2号 |
| | | 5番耕地270番1 | 3号 |
| | | 5番耕地333番1 | 4号 |
| | | 4番耕地392番 | 5号 |
| | | 4番耕地303番 | 6号 |
| | | 4番耕地303番 | 7号 |
| | | 5番耕地253番 | 8号 |
| | | 5番耕地267番 | 9号 |

伊吹北B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を市道泉町高串線東側官民境界線で結んだ線、標柱11号と標柱12号を市道伊吹町5号線南側官民境界線で結んだ線、標柱12号と標柱13号を市道伊吹町6号線西側官民境界線で結んだ線、標柱13号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 字 | 地 番 | 標 柱 | |
|------|-----|-----|---------|---------|-----|
| 宇和島市 | 伊吹町 | 午ノ峠 | 乙333番23 | 1号 | |
| | | | 乙333番23 | 2号 | |
| | | | 乙333番23 | 3号 | |
| | | | 乙333番23 | 4号 | |
| | | | 乙333番21 | 5号 | |
| | | | 乙333番21 | 6号 | |
| | | | 乙333番21 | 7号 | |
| | | | 乙333番15 | 8号 | |
| | | | 乙334番3 | 9号 | |
| | | | 又ペリ八ハ | 甲1323番2 | 10号 |
| | | | ネナシキ | 甲1366番1 | 11号 |
| | | | 午ノ峠 | 甲1368番1 | 12号 |
| | | | 午ノ峠 | 乙335番9 | 13号 |
| | | | 午ノ峠 | 乙333番44 | 14号 |
| | | | 午ノ峠 | 乙333番43 | 15号 |

徳田

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を一般県道篠山公園線北西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 地 番 | 標 柱 |
|---------|----|---------|-----|
| 南宇和郡愛南町 | 正木 | 1246番 1 | 1号 |
| | | 1243番 | 2号 |
| | | 1340番 2 | 3号 |
| | | 1337番 1 | 4号 |
| | | 1337番 3 | 5号 |
| | | 1330番 | 6号 |
| | | 1317番 1 | 7号 |
| | | 1324番 | 8号 |
| | | 1324番 | 9号 |

○愛媛県告示第804号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・余所国山田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 7月 9日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・余所国山田地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成22年 7月12日から 8月 9日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所宮窪支所

○愛媛県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成22年 7月 9日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|--------|------------------|
| 理 事 | 佐伯 満 孝 | 伊予郡松前町大字北黒田610番地 |

○愛媛県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 7月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 長月城辺線 | 南宇和郡愛南町御荘長月1564番 4 から 同町御荘長月1555番 3 まで | 旧 | メートル 6.0～18.0 | キロメートル 0.113 | |
| | | | 新 | 9.0～25.0 | 0.113 | |

○愛媛県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 7月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|-------------|
| 県 道 | 長月城辺線 | 南宇和郡愛南町御荘長月1564番 4 から 同町御荘長月1555番 3 まで | 平成22年 7月 9日 |

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第 4 号

平成22年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成22年 7月 9日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570
 電話（089）912 - 2826
 愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成22年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成22年 8月18日（水）から 9月 6日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成22年 8月19日（木）から 8月27日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

(1) 初級

| 試 験 区 分 | 採 用 予 定 人 員 | 職 務 内 容 |
|---------|-------------|--|
| 一 般 事 務 | 7人程度 | 知事部局、教育委員会事務局等の本庁、地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。 |
| 警 察 事 務 | 2人程度 | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。 |

(2) 資格免許職

| 試 験 区 分 | 採 用 予 定 人 員 | 職 務 内 容 | |
|----------|-------------|---------|---|
| 短卒 期業 | 保 育 士 | 1人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。 |
| 大程 学度 | 臨 床 検 査 技 師 | 5人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。 |

3 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

| 試 験 区 分 | 生 年 月 日 | 学 歴 ・ そ の 他 |
|---------|--|--|
| 一 般 事 務 | 平成元年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日 までに生まれた者 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成23年 3 月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。 |
| 警 察 事 務 | | |

イ 資格免許職

| 試 験 区 分 | 生 年 月 日 | 資 格 ・ 免 許 |
|-------------|---|--|
| 保 育 士 | 昭和56年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日 までに生まれた者 | 保育士の資格を有する者又は平成23年 3 月末日までにこの資格を取得する見込みの者 |
| 臨 床 検 査 技 師 | 昭和56年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日 までに生まれた者 | 臨床検査技師の免許を有する者又は平成23年 5 月末日までにこの免許を取得する見込みの者 |

4 試験の方法等

(1) 試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。

なお、第 2 次試験は、第 1 次試験に合格した者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 |
|-------|------------|------|---|
| 第1次試験 | 初級 教養試験 | 50点 | 公務員として必要な一般の知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間) |
| | 適性試験 | 21点 | 公務員として職務上必要な事務処理能力について、比較的簡単な問題を限られた時間内にできるだけ多く解答する筆記試験を行います。(択一式、解答時間15分) |
| | 資格免許職 教養試験 | 50点 | 公務員として必要な一般の知識及び知能について、短期大学卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間30分) |
| | 専門試験 | 40点 | 各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。 |
| 第2次試験 | 口述試験 | 300点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |
| | 作文試験 | 60点 | 公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間) |
| | 適性検査 | - | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験と適性試験又は専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の合計得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

| 区分 | 日 | 時 | 試験会場 | 合格発表 |
|-------|-------------------------|------------------------|--------------------------|---|
| 第1次試験 | 平成22年 9月26日 (日曜日) | 午前9時15分から 午後0時20分まで | 松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) | 平成22年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |
| | | 午前9時15分から 午後3時15分まで | | |
| 第2次試験 | 第1次試験に合格した者に通知します。 | | | 平成22年12月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成23年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (1) 初級
行政職給料表1級5号給(現行給料月額140,702円)
- (2) 資格免許職

| 試験区分 | 現行給料月額 |
|------|-----------------------|
| 保育士 | 行政職給料表1級13号給 150,444円 |

| | | |
|-------------|-----------------|----------|
| 臨 床 検 査 技 師 | 医療職給料表（二）1級17号給 | 167,718円 |
|-------------|-----------------|----------|

ただし、平成22年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）等の規定に基づき、前記給料月額
の0.5%が減額されています。

8 受験手続

| | |
|--------------------------------|---|
| 申 込 用 紙 の 入 手 方 法 | <p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212-9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441-2829）等で交付します。</p> <p>なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。</p> <p>また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。</p> |
| 申 込 方 法 及 び 受 験 票 の 交 付 | <p>申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。</p> <p>なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。</p> <p>受験票が9月17日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p> <p>また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。</p> |
| 受 験 手 続 そ の 他 の 問 い 合 わ せ 先 | 愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 |

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 区 分 | 開 示 請 求 可 能 な 人 | 開 示 内 容 | 開 示 期 間 | 開 示 場 所 |
|-----------|-------------------|---|-------------|-------------|
| 第 1 次 試 験 | 第 1 次 試 験 不 合 格 者 | 試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名） | 合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第 2 次 試 験 | 第 2 次 試 験 受 験 者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 合格発表の日から1週間 | |

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

| 試 験 区 分 | 出 題 分 野 |
|-------------|--|
| 保 育 士 | 社会福祉、児童福祉（養護原理を含む。）、発達心理（精神保健を含む。）、保育原理、保育内容、保健衛生 |
| 臨 床 検 査 技 師 | 公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む。）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む。）、臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。） |

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成22年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成22年 7月 9日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570
 電話（089）912 - 2826
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒 790 - 8573
 電話（089）934 - 0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成22年 8月25日（水）から 9月13日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成22年 8月26日（木）から 9月 3日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

| | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 愛 媛 県 | 警 視 庁 | 大 阪 府 | 兵 庫 県 |
| 26 人 程 度 | 2 人 程 度 | 2 人 程 度 | 2 人 程 度 |

なお、申込時には、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和55年 4月 2日から平成 5年 4月 1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成23年 3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）
 ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和55年10月19日から平成 5年 4月 1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。
 また、「これ（大学）と同等と愛媛県人事委員会が認めるもの」に相当する受験資格（学歴）については、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接お問い合わせください。

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試 験 の 内 容 |
|-------|---------|-----|---|
| 第1次試験 | 教養試験 | 50点 | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間） |
| | 身体検査 | - | 警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 |

| | | | | |
|--------------|-------------|--|---|------------------|
| 第2次試験 | 口 述 試 験 | 75点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 | |
| | 作 文 試 験 | 50点 | 警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） | |
| | 体 力 検 査 | - | 警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。 | |
| | | | 種 目 | 基 準 |
| | | | 反復横とび | 50回以上 / 20秒間 |
| | | | 握力 | 45キログラム以上（左右の平均） |
| 上体起こし | | | 25回以上 / 30秒間 | |
| 垂直とび | | | 55センチメートル以上 | |
| 腕立伏臥腕屈伸 | | | 30回以上 | |
| 20メートルシャトルラン | 65回以上 | | | |
| 長座体前屈 | 45センチメートル以上 | | | |
| 適 性 検 査 | - | 警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 | | |
| 身体精密検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。 | | |

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。
愛媛県以外の都府県の身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

6 試験日、場所及び合格発表

| 区 分 | 試 験 日 | 試 験 会 場 | 合 格 発 表 |
|-----------|--|---|---|
| 第 1 次 試 験 | 平成22年10月17日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕 | (1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号) | 平成22年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |
| 第 2 次 試 験 | 第1次試験に合格した者に通知します。 | | 平成22年12月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成23年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級11号給（現行給料月額176,154円）、高校卒程度で公安職給料表1級3号給（現行給料月額162,194円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成22度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の0.5%が減額されています。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
- 愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

| | |
|----------------|---|
| 申込用紙の入手方法 | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。 |
| 申込方法及び受験票の交付 | 申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月7日（木）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。 |
| 受験手続その他の問い合わせ先 | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 |

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 区 分 | 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開 示 期 間 | 開 示 場 所 |
|-----------|-------------|---|-------------|-------------|
| 第 1 次 試 験 | 第 1 次試験不合格者 | 得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第 2 次 試 験 | 第 2 次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 合格発表の日から1週間 | |

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成22年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成22年 7月 9日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話（089）934-0110 内線2621・2623
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成22年 8月25日（水）から 9月13日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成22年 8月26日（木）から 9月 3日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

6人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和55年 4月 2日から平成 5年 4月 1日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成23年 3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法等

(1) 試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。

なお、第 2 次試験は、第 1 次試験に合格した者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 | |
|--------------|-------------|--|---|------------------|
| 第1次試験 | 教養試験 | 50点 | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間） | |
| | 身体検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 153センチメートル以上であること。 体重 43キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 | |
| 第2次試験 | 口述試験 | 75点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 | |
| | 作文試験 | 50点 | 警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） | |
| | 体力検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。 | |
| | | | 種目 | 基準 |
| | | | 反復横とび | 40回以上 / 20秒間 |
| | | | 握力 | 25キログラム以上（左右の平均） |
| 上体起こし | | | 15回以上 / 30秒間 | |
| 垂直とび | | | 40センチメートル以上 | |
| 腕立伏臥腕屈伸 | | | 15回以上 | |
| 20メートルシャトルラン | 35回以上 | | | |
| 長座体前屈 | 45センチメートル以上 | | | |
| 適性検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 | | |
| 身体精密検査 | - | 警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。 | | |

(2) 第 1 次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第 2 次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第 2 次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7 種目中 4 種目以上、前記の基準

に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

| 区 分 | 試 験 日 | 試 験 会 場 | 合 格 発 表 |
|-----------|--|---|---|
| 第 1 次 試 験 | 平成22年10月17日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕 | (1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号) | 平成22年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |
| 第 2 次 試 験 | 第1次試験に合格した者に通知します。 | | 平成22年12月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。 |

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成23年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級11号給(現行給料月額176,154円)、高校卒程度で公安職給料表1級3号給(現行給料月額162,194円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成22年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の0.5%が減額されています。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

| | |
|----------------|---|
| 申込用紙の入手方法 | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(高卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。 |
| 申込方法及び受験票の交付 | 申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(女性)(高卒)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月7日(木)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。 |
| 受験手続その他の問い合わせ先 | 愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 |

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に愛媛県人

事委員会事務局へ直接おいください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 区 分 | 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開 示 期 間 | 開 示 場 所 |
|-----------|-------------|---|-------------|-------------|
| 第 1 次 試 験 | 第 1 次試験不合格者 | 得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第 2 次 試 験 | 第 2 次試験受験者 | 第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 合格発表の日から1月間 | |